

[事案 23-243] 告知義務違反契約解除取消請求

・平成 25 年 3 月 11 日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により解除された契約について、告知書記入時に銀行員（募集人）から「告知不要」との説明を受けたものであるため、解除を無効として、契約が有効に存続していることの確認等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 8 月に加入した医療保険について、うつ病での受療歴を告知しなかったが、告知書の記入時に募集人に確認した際、「うつ病については告知不要」との誤った説明を受けたためであり、告知義務違反による契約の解除を取消し、契約を有効とし、現在までに発生した傷病に係る給付金等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人が告知を妨害した事実はなく、そもそも募集経緯において「うつ」との発言自体確認できておらず、契約解除の意思表示を無効とする理由はない。また、申立人から請求のあった給付金は、責任開始期前に発病した傷病の治療を目的とした入院および手術に係るものであり、給付対象外である。よって申立人の請求に応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行ったところ、本契約の解除の状況等を踏まえ、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。